円

円

円

円

円

円

円

円

承認額

1月

2月

1月

2月

1月

2月

承認額

承認額

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書 (連記式) 平成 月 日提出 給与等の 住所又は所在地 税務署長殿 氏名又は名称 $^{\oplus}$ 所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。 給与の最終 Aに対する 年末調整に 給与の最終 給与の最終 平均月割額 平均月割額 年末調整に 徴収繰延承認申請者 支払月中に 法第 183 条 よる不足額 支払月中に 支払月の前 の7割相当 の7割と最 徴収繰延を受けよう よる不足額 とする額とその月別 支払われる 第1項の規 支払われる 月までの税 終支払月の のうちその 連 給与 定により徴 税引手取額 引手取額の 手取額との 年徴収すべ 徴収額 所属 番 申請 収される税 平均月割額 差額 き不足額 住 氏 名 印 月日 (A-B-C) $(E \times 70\%)$ (F-D)(C-G)C又は (C-H) の1/2 号 名 В С D Ε G Н 円 承認額 円 1月 2月

714 TIII	十 罢 /	タ 押	rп
	士署名	治 狎	印
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			

*	起案	•	•	₹/h	署	長	副署長	統括官	担当者	(却下の理由)	既	整理簿	通知書
税 奴	決裁	•	•	伏 ##							未		
務 理		•	•	EN							済		
署 欄	処理	承認	却下								欄		

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額 徴収繰延承認(却下)通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、 年末調整を行う給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所 得税法第 185 条又は第 186 条の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければ なりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。

5 各欄の記載方法

- (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する 月中に支払われる給与の総額(その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与 があるときは、その合計額)を記載します。
- (2) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除して得た金額を記載します。
- (3) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
- (4) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額のあった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。

なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、すべて1月に徴収する金額とします。

- (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士 等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。